

令和3年6月14日

事務長 様

(公社) 埼玉県介護老人保健施設協会  
会 長 小川 郁男 (公印省略)

令和3年度埼玉県社会福祉大会における知事表彰受賞候補者の推薦に  
ついて (依頼)

標記表彰について埼玉県福祉課より推薦の依頼がありました。つきましては、表彰要綱 (別紙抜粋) をご覧いただき、第4条 (4) に該当する方が対象となりますので該当者がおりましたら推薦願います。推薦につきましては、様式第4号の推薦調書を事務局までWord形式でEメール送信してください。推薦書は事務局で集約し県へ提出するため、締切日を厳守してください。

なお、表彰は令和3年11月2日 (火) に埼玉会館 (さいたま市浦和区) にて開催する予定です。詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

- 1 さいたま市長表彰の対象となる候補者及びさいたま市の所管する社会福祉施設又は社会福祉団体については、本知事表彰の対象となりません。
- 2 受賞候補者の推薦に当たっては、候補者の功績内容等を十分調査し、表彰に値する具体的功績を記してください。

なお、氏名は略字を用いないで戸籍どおり正確に記載し、必ずふりがなを付してください。表彰状に記載される氏名となるためよく確認してください。

- 3 年齢及び在職年数は、令和3年4月1日現在で記載してください。
- 4 推薦書送付先 e-mail : sairoken@manjyukai.or.jp
- 5 推薦書締切日 令和3年6月30日 (水) 厳守でお願いいたします。

※資料及び推薦書 (様式4号) は埼玉老健協会ホームページ「協会からのお知らせ」からダウンロードしてください。

<https://www.saitamaroken.jp/>

- 6 埼玉県社会福祉協議会会長表彰候補者の推薦につきましては、追って通知いたします。

(公社) 埼玉老健協会事務局 寺島  
電話 049-285-5055

# 埼玉県社会福祉大会における 社会福祉事業功労者等表彰要綱（抜粋）

## （趣 旨）

### 第1条

この要綱は、埼玉県社会福祉大会において、社会福祉事業功労者等に対し、知事が表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （表彰等の方法）

第2条 表彰は、知事が表彰状を授与して行う。

- 2 第4条第2項に該当するものには感謝状を贈呈する。
- 3 表彰状及び感謝状の様式は、別に定めるところによる。

## （表彰等の対象）

第3条 表彰の対象は、次のとおりとする。ただし、さいたま市長表彰の対象となるもの及びさいたま市の所管する社会福祉施設又は社会福祉団体は除くものとする。

### 介護老人保健施設職員

## （表彰の範囲）

第4条 前条第1項の表彰を受けるものの範囲は、次の各号に定めるものとし、すでに同種の知事表彰を受けたものは除くものとする。ただし、前条第1項第7号に規定する表彰についてはこの限りではない。

### 介護老人保健施設職員

現に介護老人保健施設職員としてその業務に原則として18年以上従事し、その功績が特に顕著であり他の模範であると認められる者で、介護老人保健施設職員として埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者。ただし、前年度に埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者を除く。

## （受賞候補者の推薦）

第5条 市町村長は、前条第1項第1号から第3号、第5号から第8号までの規定に該当するもの及び前条第2項第1号の規定に該当するものがあるときは、別紙様式によるそれぞれの推薦調書を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 介護老人保健施設職員にかかる候補者については、公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会会長において推薦するものとする。

様式第4号

介護老人保健施設職員受賞候補者推薦調書

ふりがな 氏名		男	生年月日	年 月 日 ( 歳)
		女	勤続年月	年 月
現住所				
職 業		施設名・団体名		
		役 職 名		
経 歴 概 要	(注) 社会福祉事業に関連のあるものを中心に記入する。			
功 績 概 要	(注) 功績を具体的に箇条書きする。			
表 彰 歴	(注) 表彰を受けた期日の順に従い、社会福祉事業関係を中心に記入する。 (大会会長表彰の受賞履歴は必ず記載してください) (記載例) 平成〇年〇月 埼玉県社会福祉大会会長表彰受賞			
参 考 事 項				
埼玉県介護老人保健施設協会会長所見				